

発議第 2 号

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）に対する観察処分の
期間更新を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月8日

野田市議会議長 邑楽 等 様

提出者 野田市議会議員 竹内 美穂

賛成者 野田市議会議員 古橋 敏夫

同 小椋 直樹

同 木名瀬 宣人

同 椿 博文

同 河井 哲弥

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書（案）

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、団体規制法に基づき観察処分を受けている。現在も後継団体である「アレフ」、「ひかりの輪」、「山田らの集団」が活動を継続しており、全国各地においてその動向が注視されている。

当市においても、オウム真理教の拠点施設である野田施設が存在しているため、関係機関と連携した施設周辺のパトロール活動等を通じて警戒活動を行っている。

日常における地域住民の不安は払拭されず、生活の平穏が脅かされていることから、関係する自治体をはじめとした関係機関と連携しながら、国に対して抜本的な対策を要望してきた。

しかし、後継団体であるアレフは、団体規制法に基づく報告すべき事項の一部を報告しておらず、指導者の影響力や組織運営に関与する実態等について隠蔽しているとの指摘がある。このような現状を含め、地域住民が抱えている不安や恐怖の解消には至っていない。

このような中、令和9年1月には団体規制法に基づく観察処分の期間が満了を迎えるが、この観察処分が更新されなければ後継団体の活動実態を把握することが困難となり、国民および住民の不安と恐怖がさらに高まることが強く懸念される。

よって、野田市議会は政府に対し、オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）について、引き続き観察処分を継続することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

野 田 市 議 会 議 長

法 務 大 臣
公 安 調 査 庁 長 官
公安審査委員会委員長

宛て

発議第 3 号

国における2027年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年9月15日

野田市議会議長 邑樂 等 様

提出者 文教福祉委員会委員長 濱田 勇次

国における2027年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積している。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

子供たちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2027年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたい。

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること
- 2 子供たち一人一人にきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること
- 6 多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること
- 7 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 8 GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えることなど

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

野田 市 議 会 議 長

内閣総理大臣 宛て
財 務 大 臣
文部科学大臣
総 務 大 臣

発議第 4 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年9月15日

野田市議会議長 邑樂 等 様

提出者 文教福祉委員会委員長 濱田 勇次

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。また、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減された。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子供たちを取り巻く教育環境にも格差が生じている。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であり、この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至である。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものである。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てくることから、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

野 田 市 議 会 議 長

内閣総理大臣 宛て
財 務 大 臣
文部科学大臣
総 務 大 臣